

市第4号議案

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年6月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第314条の7第3項」を「第314条の7第12項」に改め、同条第3項中「横浜市報に公告し、又は」を削り、「利用」の次に「その他の規則で定める方法」を、「書類」の次に「（同項第1号に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）（第2号において「特定添付書類」という。）」を加え、「1月間」を「2週間」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 特定添付書類に記載された事項

第3条に次の1項を加える。

4 前項の規定による公表は、指定があったとき又は次条第1項の規定による指定のために必要な手続を行わないことを決定したとき若しくは指定がなされないこととなったときまでの間、行うものとする。

第4条第1項第6号中「これ」を「当該書類（これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第5条中「第314条の7第3項」を「第314条の7第12項」に改める。

第10条に次の1項を加える。

4 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項に規定する書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第12条に次の1項を加える。

8 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項に規定する書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第13条第1項中「事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類（当該指定特定非営利活動法人が横浜市認証法人である場合にあっては、同項各号に掲げる書類）を」を「横浜市認証法人である場合にあっては前条第2項各号に掲げる書類（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。以下この項において同じ。）を、横浜市認証法人以外で

ある場合にあつては事業報告書等及び同項各号に掲げる書類を、それぞれ」に改める。

第14条中「これ」を「これらの書類（これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。ただし、第3条第1項及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

（指定の申出等に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第1項の申出書の提出があつた場合について適用し、施行日前に同項の申出書の提出があつた場合については、なお従前の例による。

（書類の提出に関する経過措置）

- 3 新条例第13条第1項の規定は、指定特定非営利活動法人が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

提 案 理 由

指定特定非営利活動法人に係る書類の公表等に際し個人の住所又

市第4号

は居所に係る記載の部分を除くこととする等のため、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定の申出等）

第3条 地方税法第314条の7第12項
第314条の7第3項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。

（第1号から第5号まで及び第2項省略）

3 市長は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を横浜市報に公告し、又はインターネットの利用その他の規則で定める方法により公表するとともに、前項第1号及び第2号に掲げる書類（同項第1号に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）（第2号において「特定添付書類」という。）を、当該申出書を受理した日から2週間、規則で定めるところにより、公衆の縦覧に供しなければならない。

（第1号省略）

(2) 特定添付書類に記載された事項
申出に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主

たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

4 前項の規定による公表は、指定があったとき又は次条第1項の規定による指定のために必要な手続を行わないことを決定したとき若しくは指定がなされないこととなったときまでの間、行うものとする。

市第4号

(指定のために必要な手続を行う基準等)

第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

(第1号から第5号まで省略)

- (6) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所（市内の事務所がない場合にあっては、主たる事務所。以下同じ。）において閲覧させること。

(ア、イ、第7号から第10号まで、第2項及び第3項省略)

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第5条 前2条に定めるもののほか、地方税法第314条の7第12項第314条の7第3項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における前2条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧)

第10条 (第1項から第3項まで省略)

4 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項に規定する書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載

の部分を除くことができる。

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第12条 (第1項から第7項まで省略)

8 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項に規定する書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(役員報酬規程等の提出)

第13条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、
毎事業年度1回、横浜市認証法人である場合にあっては前条第2項各号に掲げる書類(資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。以下この項において同じ。)を、横浜市認証法人以外である場合にあっては事業報告書等及び同項各号に掲げる書類を、それぞれ市長に提出しなければならない。ただし、同項各号に掲げる書類にあっては、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書面を提出することをもって、当該書類の提出に代えるものとする。

(第2項から第4項まで省略)

(役員報酬規程等の公開)

第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類、事業報告書等、第12条第2項各号に掲げる書類若しくは同条第3項若しくは第4項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)又は役員名簿若しくは定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則

市第4号

で定めるところにより、これらの書類（これらに記載された事項
中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧
させ、又は謄写させなければならない。